平塚市国民健康保険・後期高齢者医療における健康保険証等の取扱い

令和６年
１２月２日

（紙の健康保険証
発行停止）

令和７年
７月３１日

【12月1日までに加入・保険証発行】

紙の健康保険証

保険証に記載の情報に変更がない場合、有効期限まで
（最長で令和７年７月末まで）お使いいただけます

令和７年８月～
マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証での受診となります
マイナ保険証をお持ちでない方へは申請によらず資格確認書を交付します

【12月2日以降の新規加入者、保険証記載事項変更・保険証紛失】

マイナ保険証をお持ちの方
→「マイナ保険証」で受診

「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」が交付されます

マイナ保険証が使用できない場合でも「資格情報のお知らせ」と「マイナ保険証」を提示すれば受診可能です

暫定的な運用として、 後期高齢者については令和7年7月末までの間、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を交付

マイナ保険証をお持ちでない方
→「資格確認書」で受診

「資格確認書」が交付されます

「資格確認書」が交付されます

令和6年12月2日以降、新規加入や健康保険証情報に変更があった方等のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には令和7年7月31日有効期限の資格確認書を随時交付します。

暫定的な運用として、 後期高齢者については令和7年7月末までの間、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を交付

【国民健康保険】有効期限：１年
【後期高齢者医療】有効期限：２年
申請によらず７月に交付予定です